



# 福島県報

## 目次

### 条例

○福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	一	○福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例	四
○職員給与に関する条例の一部を改正する条例	三	○福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例	四
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	三	○福島県国民宿舎翁島荘条例を廃止する条例	五
○福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例	四	○福島県国民宿舎翁島荘条例を廃止する条例	六
○福島県救護施設条例及び福島県救護施設使用料条例を廃止する条例	四	○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	六
○福島県介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正	四	○福島県立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	六
		○福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	七

## 条例

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県救護施設条例及び福島県救護施設使用料条例を廃止する条例、福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例、福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例、福島県国民宿舎翁島荘条例を廃止する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立学校職員の給与等に関する条例及び福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

### 条例第八十号

#### 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

#### 目次

前文	
第一章 総則(第一条―第七条)	
第二章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策(第八条―第二十一条)	
第三章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画(第二十二条)	
第四章 雑則(第二十三条・第二十四条)	

#### 附則

わたしたちが生まれ、育ち、学び、営むこの福島県が、だれにとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、わたしたちの共通の願いである。しかしながら、経済や環境問題等のグローバル化、急速な少子高齢化、急激な技術革新など社会情勢が大きく変化し、経済的合理性の追求が優先される中、安全や安心を脅かす様々なものに対する危機意識の不足や社会生活の場における規範意識、互いに支え合う場である地域コミュニティの機能及び企業における安全意識の低下等を背景に、災害、事故、暴力、詐欺等が発生し、また、形を変えて多様化し、複雑化している。このことは本県においても例外ではなく、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

これらの脅威に対処するためには、行政が施策を着実に実施していくことはもとより、わたしたち一人一人が地域社会の構成員として、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、身近なところからその危険に気付き、備えることが何より大切である。さらに、これらの取組について、県、市町村、県民、事業者、地域活動団体等が、相互に意見を交換し、合意し、及び信頼し合いながら、地域で連携し、及び協力して推進していくことが重要である。

ここに、わたしたちは、安全で安心な県づくりに向けた不断の努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この条例は、安全で安心な県づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、安全で安心な県づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、関係法令に基づく施策等と相まって、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らし、及び活動することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 安全 県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと社会的に認めら

れる状態にあることをいう。

二 安心 将来にわたって県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと県民が信じる状態にあることをいう。

三 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち、県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者をいう。

四 地域活動団体 県民又は事業者によって組織され、県内で活動を行う自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

五 リスクコミュニケーション 安全確保に関する情報交換及び対話をいう。

六 安全で安心な県づくり 安全確保及び安全確保による安心の獲得を目的として行う次に掲げる取組をいう。

ア 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による自主的な活動

イ アに規定する取組を促進するための県、市町村及び県民等による環境整備

第三条 安全で安心な県づくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識を基本としつつ、地域のきずなを強め、及び互いに支え合う良好な地域社会の形成を図ることを旨として行わなければならない。

2 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、連携を図りながら協力することを旨として行わなければならない。

3 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等による互いを尊重して行われるリスクコミュニケーションを通じた合意形成により、相互の信頼関係を構築し、県民の安心が獲得されることを旨として行わなければならない。

4 安全で安心な県づくりは、県民の基本的な人権を尊重し、不当に侵害しないよう配慮しながら推進すべきことを旨として行わなければならない。

（県の責務）  
第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心な県づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施のため必要があると認めるときは、国に対し必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（県民の責務）  
第五条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に関する安全確保に努めるとともに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の安全に環境を及ぼす可能性があることを自覚し、自らが提供する生産物、製品又はサービスの自主検査を推進する等により自主的な安全性の確保に努めなければならない。

3 事業者は、自らの事業活動に係る積極的なリスクコミュニケーションを行うことにより県民の安心の獲得に努めなければならない。

4 事業者は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携等）

第七条 県は、安全で安心な県づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、安全で安心な県づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村が行う安全で安心な県づくりに関する施策について、その求めに応じて情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策

（推進体制の整備）

第八条 県は、安全で安心な県づくりの実施に当たり、県、市町村及び県民等の連携を推進し、並びに市町村及び県民等の活動を支援するための体制を整備するものとする。

（緊急時の体制等の整備）

第九条 県は、県民の安全に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある緊急の事態に備え、当該事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第十条 県は、安全で安心な県づくりに関する県民等の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第十一条 県は、県民等が行う安全で安心な県づくりに関する活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（防災の推進）

第十二条 県は、自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携の強化、消防防災活動の充実、防災意識の向上のための教育、防災訓練の実施、災害時要援護者及び被災者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（原子力発電所周辺地域の安全確保の推進）

第十三条 県は、原子力発電所の安全が確保され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、原子力発電所設置者との安全確保に関する協定の締結、原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びにその結果の県民等への情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（防犯の推進）

第十四条 県は、犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するた

め、防犯に関する周辺啓発、防犯ボランティア団体等への支援、市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備、犯罪の防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理をいう。）の普及、子どもの安全確保に関する施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（虐待等対策の推進）

**第十五条** 県は、児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力（以下この条において「虐待等」という。）による重大な人権侵害を防止し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、虐待等防止のための周知啓発、虐待等の防止体制の整備、虐待等の被害者又はその家族等への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（交通安全の推進）

**第十六条** 県は、交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備、交通安全に関する教育及び広報啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（医療に関する県民参画等の推進）

**第十七条** 県は、県民の健康で健やかな生活を実現するため、疾病に対する正しい知識の普及啓発、献血等医療提供に関する県民参加の促進、市町村及び医療関係団体との連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食品の安全確保の推進）

**第十八条** 県は、県民の健康保護を最優先し、及び消費者の視点を重視した生産から消費に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現するため、事業者に対する監視及び指導、消費者及び事業者の活動の支援、国、市町村その他の関係機関等との連携の強化、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生活環境の保全）

**第十九条** 県は、環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなものとして維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、環境の状況の監視及び調査、生活環境の保全に関する周知啓発、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（消費者の安全確保の推進）

**第二十条** 県は、消費生活の安定及び向上を確保するため、自立した消費者の育成、消費者被害の救済、事業者及び事業者団体への監視及び指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪被害者等支援の推進）

**第二十一条** 県は、犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者及びその家族等をいう。）の権利利益を保護し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進、国、市町村その他の関係機関等との連携による支援、犯罪被害者等の支援に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画

**第二十二条** 知事は、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心な県づくりに関する基本計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 1 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 安全で安心な県づくりの基本方針
  - 二 安全で安心な県づくりの施策に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 知事は、基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、市町村及び県民等の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、基本計画を定めるとき又は変更したときは、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定期的に見直すものとする。

第四章 雑則

（調査及び研究）

**第二十三条** 県は、安全で安心な県づくりを効果的に推進するため、安全で安心な県づくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

（財政上の措置）

**第二十四条** 県は、安全で安心な県づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（総合安全管理課）

条例第八十一号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

（人事課）

条例第八十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「三千二百円」を「六千四百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十年十月一日から適用する。  
（教員特殊業務手当の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第十五条の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例第十五条の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（人 事 課）

条例第八十三号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条第一項」及び「等社会的に保護を要する者」を削り、「更生のための必要な保護、援助を行い、あわせて」を「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、併せて」に改める。

第三条第一項の表救護施設の項を削る。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「生活扶助及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第六条第一項第三号中「（福島県からまつ荘を除く。）」を削る。

第十条中「救護施設及び」を削る。

第十一条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。  
別表第一の三を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（保健福祉総務課）

条例第八十四号

福島県救護施設条例及び福島県救護施設使用料条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 福島県救護施設条例（昭和三十九年福島県条例第四十七号）
- 二 福島県救護施設使用料条例（昭和四十六年福島県条例第九号）

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（社会福祉課）

条例第八十五号

福島県介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

福島県介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例（平成十二年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「千分の一」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

条例第八十六号

福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例

福島県保健師助産師看護師法施行条例（平成十二年福島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表十の項上欄中「又は」を「の再交付又は法附則第六十条の規定に基づく看護人の」に改め、同項を同表十三の項とし、同表九の項を同表十二の項とし、同表八の項上欄中「又は」を「の書換交付又は法附則第六十条の規定に基づく看護人の」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同項中欄中「看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料」を「看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料」に改め、同項を同表十一の項とし、同表七の項中「書換え交付を」を「書換交付を」に、「保健婦免状書換え交付手数料」を「保健婦免状書換交付手数料」に改め、同項を同表十の項とし、同表六の項中「第十条」を「附則第二項において準用する政令第二条第二項」に改め、同項を同表九の項とし、同表五の項を同表八の項とし、同表四の項中「書換え交付を」を「書換交付を」に、「准看護師免許証書換え交付手数料」を「准看護師免許証書換交付手数料」に改め、同項を同表七の項とし、同表中三の項を削り、一、二の項を六の項とし、一の項の次に次のように加える。

一 法第十五条の二第二項の規定に基づき、  
づく准看護師再教育研修を受けようとする者

准看護師再教育研修手数料

ア 法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受け

た者が当該研修を受けようとする場合  
イ 法第十四条第二項第二号に掲げる処分を受けた者又は同項第三号に掲げる処分を受けた者で

四万五千元

イ 法第十四条第二項第二号に掲

げる処分を受けた

者又は同項第三

号に掲げる処分

を受けた者で

三 法第十五条の二第四項の規定に基づく准看護師再教育研修の修了の登録を受けようとする者	准看護師再教育研修修了登録手数料	再免許を受けようとする者が当該研修を受けようとする場合 八万四千元
四 法第十六条の規定に基づく再教育研修修了登録証の書換交付を受けようとする者	准看護師再教育研修修了登録証書換交付手数料	五千六百元
五 法第十六条の規定に基づく再教育研修修了登録証の再交付を受けようとする者	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	三千四百円

第一条第一項の表に次のように加える。

十四 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「省令」という。）第三十条第一項の規定に基づく准看護師試験の合格証明書の交付を受けようとする者	准看護師試験合格証明書交付手数料	三千元
---	------------------	-----

第一条第三項中「准看護師試験手数料」の下に「及び准看護師再教育研修手数料」を加える。

第二条第五号中「保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）」を「省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（医療看護課）

条例第八十七号

福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例

福島県薬事法施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中第六十一号を削り、第六十号を第六十二号とし、第五十四号から第五十九号までを二号ずつ繰り下げ、同表第五十三号中「輸出用医療機器に」を「輸出用の医療機器に」に改め、同号を同表第五十五号とし、同表第五十二号中「基づく」の下に「輸出用の」を加え、同号を同表第五十四号とし、同表第五十一号を同表第五十三号とし、同表第五十号中「第五十二号の二」を「第五十六号」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第四十九号中「第五十二号の二」を「第五十六号」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表第四十八号中「第五十二号の二」を「第五十六号」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第四十七号を第四十九号とし、第四十二号から第四十六号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四十一号中「第五十二号の二」を「第五十六号」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十号中「第五十二号の二」を「第五十六号」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表第三十九号中「第五十二号の二」を「第五十六号」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第三十八号を第四十号とし、第二十四号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十三号中「薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表中第二十二号を第二十四号とし、第十五号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。）第五十九条の十一第一項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	販売従事登録証書換え交付手数料	一件につき二千五百円
十六 省令第一百五十九条の十二第一項の規定に基づく販売従事登録証の再交付を受けようとする者	販売従事登録証再交付手数料	一件につき三千三百円

第一条第三項中「第十三号まで」の下に「第十五号、第十六号」を加え、「第五十五号から第五十八号」を「第五十七号から第六十号」に改める。

第二条に次の五号を加える。

- 三 省令第一百五十九条の九第二項の規定による変更届の受理及び知事への送付
- 四 省令第一百五十九条の十第三項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 五 省令第一百五十九条の十一第二項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 六 省令第一百五十九条の十二第二項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 七 省令第一百五十九条の十二第四項及び省令第一百五十九条の十三の規定による販売従事登録証の受理及び知事への送付

第三条第一項第十五号中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(薬 務 課)

条例第八十八号

福島県国民宿舎翁島荘条例を廃止する条例

福島県国民宿舎翁島荘条例(昭和五十四年福島県条例第四十五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(観光交流課)

条例第八十九号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

- 6 平成二十一年四月一日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き県営住宅に入居している者で公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号。以下「改正政令」という。)による改正後の政令第二条の規定を適用した場合の第十一条第一項本文の規定による県営住宅の毎月の家賃の額(以下「家賃額」という。)が基準日前の最終の改正政令による改正前の政令第二条の規定を適用した場合の家賃額を超えるものの平成二十一年度から平成二十四年度までの県営住宅の毎月の家賃に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「政令第二条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)附則第三条」とする。
- 7 次に掲げる者に係る第五条第二項の規定の適用については、同項中「政令第六条第五項第一号又は第二号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の政令第六条第五項第一号又は第二号」とする。
- 一 基準日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、基準日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者
- 二 法第二十二條第一項に規定する事由がある場合において基準日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、基準日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者

8 次に掲げる者に係る第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定の適用については、基準日から平成二十六年三月三十一日までの間は、第二十条第一項中「政令

第八条第一項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の政令第八条第一項」と、第二十条第二項中「政令第九条第一項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の政令第九条第一項」と、第二十一条中「政令第八

条第二項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百九十一号)による改正前の政令第八條第二項」とする。

一 基準日の前日から引き続き県営住宅に入居している者

二 基準日前に第五条の二第一項の規定に該当する者からの第六条の規定による申込み又は法第四十条第一項の規定による申出がされ、かつ、基準日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

条例第九十号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号金額の欄ただし書中「(3)までに掲げる」を「(4)までに掲げる」に、「それぞれ(1)から(3)までに定める」を「(一)又は(二)に定める額に、それぞれ(1)から(4)まで

「

- (1) 午後十時から午前六時まで
- (一)又は(二)の額にそれぞれ二〇、〇〇〇円を加算した額

- (2) 日曜日及び祝日等(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法」による休日)という。)及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による

休日を除く。)をいう。以下

同じ。(一)の午前六時から午後十時まで (一)又は(二)の額にそれぞれ二〇、〇〇〇円を加算した額

- (3) 土曜日(祝日等を除く。以下

下同じ。)の午前六時から午後十時まで並びに日曜日、祝日等及び土曜日以外の日の午前六時から午前八時まで及び午後六時から午後十時まで

(一)又は(二)の額にそれぞれ一〇、五〇〇円を加算した額

を

に定める額を加算した」に改め、同号中

を

を

を

「

(1) 午後十時から午前六時までの間に分娩した場合は  
二〇、〇〇〇円

(2) 日曜日及び祝日等（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。以下同じ。）の午前六時から午後十時までの間に分娩した場合は  
二〇、〇〇〇円

(3) 土曜日（祝日等を除く。以下同じ。）の午前六時から午後十時まで並びに日曜日、祝日等及び土曜日以外の日の午前六時から午前八時まで及び午後六時から午後十時までの間に分娩した場合は  
一〇、五〇〇円

(4) 妊娠二十二週以降に分娩した場合  
一児につき三〇、〇〇〇円

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

（病院経営改革課）

条例第九十一号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の九第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

（職員課）

条例第九十二号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例（昭和二十九年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。

別表福島県福島警察署の項中「除く。」の下に、「伊達郡のうち川俣町」を加え、同表福島県福島北警察署の項中「飯坂町茂庭に限る。」の下に、「伊達郡のうち桑折町、国見町」を加え、同表福島県桑折警察署の項及び福島県川俣警察署の項を削り、同表福島県山北警察署の項中「西田町に限る。」の下に、「本宮市、安達郡大玉村」を加え、同表福島県本宮警察署の項を削り、同表福島県三春警察署の項を次のように改める。

福島県田村警察署	田村郡 三春町	田村市、田村郡三春町、小野町
----------	---------	----------------

別表福島県小野警察署の項を削り、同表福島県会津若松警察署の項管轄区域の欄中「会津若松市」の下に、「大沼郡のうち会津美里町」を加え、同表福島県会津坂下警察署の項中「河沼郡のうち会津坂下町」を「河沼郡会津坂下町」に改め、同表福島県会津美里警察署の項を削り、同表福島県富岡警察署の項を次のように改める。

福島県双葉警察署	双葉郡 富岡町	双葉郡広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
----------	---------	------------------------------------

別表福島県浪江警察署の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定及び別表福島県会津坂下警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（警務課）